

【保証委託約款】

保証委託者（以下「委託者」という）は、次の各条項を承認のうえ、株式会社宮崎太陽銀行（以下「銀行」という）とのカードローン規定（当座貸越契約規定）（以下「本件ローン契約」という）について表記保証会社（以下「保証会社」という）と銀行との包括保証契約による保証を保証会社へ委託します。

第1条（保証委託の内容）

1. 委託者と保証会社との保証委託契約（以下「本契約」という）は、保証会社が保証を適当と認めて保証決定を行い、本件ローン契約に基づき銀行がカードローン口座開設を行った時に成立するものとします。
2. 委託者が保証会社に保証を委託する保証の範囲は、委託者が銀行より借入れる本件ローン契約に基づき、委託者が銀行に対して負担する借入金の元本（本件ローン契約の極度額が増額された場合の借入金の元本を含む）、利息、遅延損害金の金額（以下「被保証債務」という）とします。
3. 被保証債務の内容は、本件ローン契約その他ローン契約に付随または関連して委託者と銀行の間で締結された契約の各条項によるものとします。

第2条（保証料）

1. 委託者は、保証会社の保証により銀行から借入れをしたときは、銀行が保証会社に対して保証会社所定の保証料を委託者が支払った利息または支払うべき利息の中から支払うことを承認いたします。なお、保証料率は保証会社と銀行との協議により決定されることに同意します。

第3条（求償権の事前行使）

1. 委託者について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、通知・催告を要せず、かつ何ら担保の提供をすることなく、委託者に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、委託者は直ちにこれを支払うものとします。
 - ①差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したと民事再生、破産その他裁判上の倒産手続上の申立があったとき、または清算の手続に入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき。
 - ②有形交換物の取引停止処分を受けたとき。
 - ③電子債権記録機関の支払不能処分を受けたとき。
 - ④保証会社及び銀行に対する債務の一つでも期限に弁済せず、または取引約定の一つでも違反したとき。
 - ⑤第17条第1項に規定する暴力団員等若しくは同項各号に該当したとき、若しくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ⑥保証会社に対する住所変更の届出を怠る等、委託者の責めに帰すべき事由によって、保証会社において委託者の所在が不明となったとき。
 - ⑦前各号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 保証会社が本条により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。

第4条（代位弁済）

1. 委託者が被保証債務の全部または一部の履行を延滞したため、または被保証債務の期限の利益を喪失したため、保証会社が銀行からの債務保証の履行を求められたときは、委託者に対して何ら通知・催告を要せず、保証会社と銀行との間の包括保証契約に基づいて被保証債務の全部または一部を弁済することに同意します。また、履行の方法、金額等については保証会社と銀行の約定に基づいて弁済することに同意します。
2. 委託者は保証会社が前項の弁済によって取得した求償権を行使する場合には、委託者と銀行との間に締結した契約のほか、この契約の各条項を適用されても異議ありません。

第5条（求償権の範囲）

1. 委託者は、保証会社が保証債務を履行されたときは、保証会社が銀行に弁済した債務の元金、利息、延滞損害金、およびこれに付随する一切の債務を連帯なく支払います。この場合、元本、利息、延滞損害金、およびこれに付随する一切の債務について弁済日の翌日から完済日まで年14.8%の割合による損害金を保証会社に弁済します。
2. 委託者は前項の弁済については、保証会社に持参または送金の方法によります。

第6条（弁済の充当順序）

1. 委託者の弁済した金額が、保証会社に対する本契約から生じる償還債務、その他債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

第7条（担保の提供）

1. 申込者は、自己の資力並びに信用状態に著しい変動があったときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるものとします。

第8条（届出事項）

1. 委託者は氏名・住所・電話番号・勤務先その他届出事項に変更があったとき、また委託者について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始され、もしくは任意後見人の選任がなされたときは、直ちに保証会社に書面で届けけるものとします。また、委託者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けけるものとします。なお委託者は、この場合の成年後見人等の法定代理人は、この契約締結日現在、行為能力者であることを確約します。
2. 委託者が前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到着しなかった場合は通常到着すべきときに到着したものとみなします。また届出を怠ったために委託者に生じた損害について保証会社は責任を負わないものとします。

第9条（約款の変更）

1. 本約款の各条項その他の条件は、民法548条の4の定めに従い、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、保証会社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第10条（調査及び報告）

1. 委託者は保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、資産・収入・信用状況等について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。この調査にあたり、保証会社の委託者が調査しても何ら異議ありません。
2. 委託者は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じる恐れのあるときは直ちに保証会社に通知しその指示に従います。
3. 債権保全上の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、委託者の住民票等を取得できるものとします。

第11条（保証委託契約の解約等）

1. 保証会社は、委託者と銀行との間のカードローン契約に定める取引期間満了前においても、委託者が第3条第1項各号に定める事由に該当した場合その他保証会社が必要と認めた場合は、次の措置をとることができるものとし、委託者は何ら異議を述べないものとします。
 - ①銀行に対し貸越極度額の減額を申入れること
 - ②銀行に対し貸越の中止を申入れること
 - ③保証委託契約を解約すること

第12条（保証の効力）

1. 委託者は、保証会社が保証債務を代位弁済済みであるかどうかを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合には、何ら通知・催告を要せず、保証の委託が当然に効力を失うことおよび既に保証会社に支払済みの保証料に関しては、返戻されないことに同意します。

第13条（公正証書の作成）

1. 委託者は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの契約による債務の承認および強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に関する一切の手続を行い、費用を負担します。

第14条（費用の負担）

1. 保証会社が保証にかかると債権保全のために要した費用ならびに第3条、第4条および第5条によって取得された権利の保全、行使もしくは処分を要した費用、その他本契約に基づき生じた一切の費用は、委託者が負担し、保証会社の請求により直ちに弁済します。この費用には訴訟費用および弁護士費用を含みます。

第15条（求償権の回収委託および譲渡）

1. 委託者は、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。
2. 保証会社は将来、委託者に対して有する債権を、第三者に譲渡できるものとします。その場合、委託者は、保証会社に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。

第16条（管轄の合意）

1. 委託者は、本契約に関する訴訟・和解および調停などの必要が生じた場合には、保証会社の本社または支社の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 委託者が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、第4条の代位弁済前といえども保証会社が、何ら通知・催告を要せず、求償権を事前に行使することや何の異議を申し立てません。
4. 前項2項もしくは第3項の適用により、委託者に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、委託者がその責任を負います。
5. 上記第1項から第4項までの条項は、委託者がすでに保証会社と取り交わしている保証委託契約にも同様に適用されることに同意します。

第18条（第三者弁済）

1. 委託者は、第三者による弁済申出があった場合に、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

以上